

# 令和8年度（2026年度）むらづくり人材確保・育成等支援業務委託 企画提案募集要領

熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

## I 募集

### 1 業務名称

令和8年度（2026年度）むらづくり人材確保・育成等支援業務委託

### 2 業務目的

中山間地域等の農山漁村地域では、農林水産業のみならず地域活動を行う人材の高齢化と減少が急速に進行しているため、今後、多くの地域で活動の維持が困難となることが懸念される。そのような農山漁村地域等において、その活動を維持するには多様な地域資源を生かしたむらづくり活動を住民やその地域に関わる関係人口等が主体的に企画・実践できることが重要となる。

そのためには、地域をけん引するリーダー人材の掘り起こしや育成が必要であり、併せて、むらづくり活動を伴走支援するためのファシリテーターや各方面の専門家によるアドバイス等も重要である。

このため、むらづくり活動に係る知識と技術を習得できる地域リーダー育成講座の開催や地域課題解決に向けたアドバイザー派遣等を行うことで、地域活動人材を育成し本県農山漁村地域における持続可能なむらづくり活動の展開を図る。

### 3 業務内容

別添「令和8年度（2026年度）むらづくり人材確保・育成等支援業務委託 基本仕様書」のとおり

### 4 委託期間

委託契約締結の日から令和9年（2027年）3月24日（水）まで

### 5 業務の形態

提案公募による随意契約（プロポーザル方式）

### 6 業務執行体制

正副2人を主たる担当者とする。

### 7 成果品 本業務の成果品として、次のものを提出すること。

提出物	数量	提出期限
(1) 本業務で配布した資料等	各2部	契約期間内
(2) 広告を掲載した紙媒体及び電子データ	1部	契約期間内
(3) 実績報告書（A4カラー版）	2部	契約期間内

(4) 実績報告書概要版 (A4カラー版)	2部	契約期間内
(5) (1)～(4)のデータを格納した電子媒体	2部	契約期間内

注) 各提出物データは、Word、PowerPoint、Excel等、県において確認・加工できる形式で作成すること。

## 8 権利

委託業務に関するすべての権利及び著作権は、熊本県に帰属する。

## 9 契約保証金

県会計規則第77条の規定により納めることとする。ただし、契約不履行のおそれがないと認められる場合は、契約書に、契約不履行の際は契約保証金相当額の違約金を支払う旨の定めを設けて免除することがある(熊本県会計規則第78条第6号)。

## 10 予算額

11,500千円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

ただし、この金額は提案にあたっての目安(上限)を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。また、業務に要した精算額が委託料を下回った場合は、その精算額をもって委託料とする。

# II 応募

## 1 応募資格

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)により入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、別紙様式1「選定審査会参加申込書」提出時点で入札参加資格を有する者とする。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税に未納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法等(平成11年法律第225号)に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
- (7) 自己及び自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))
  - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

- 的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

## 2 応募等スケジュール

- |                          |                           |
|--------------------------|---------------------------|
| (1) 公告(県HP)              | 令和8年(2026年)5月15日(金)       |
| (2) 「質問書」提出期限            | 令和8年(2026年)5月26日(火)       |
| (3) 選定審査会の参加申込期限         | 令和8年(2026年)6月 2日(火)       |
| (4) 企画提案書の提出期限           | 令和8年(2026年)6月 5日(金) 正午    |
| (5) 選定審査会<br>(プレゼンテーション) | 令和8年(2026年)6月11日(木) ※参加必須 |
| (6) 結果通知                 | 審査会実施後速やかに実施              |
| (7) 契約内容協議               | 候補者決定後速やかに実施              |
| (8) 契約締結・事業開始            | 令和8年(2026年)7月上旬を予定        |
| (9) 委託完了                 | 令和9年(2027年)3月24日(水) まで    |

## 3 選定審査会(プレゼンテーション)

- (1) 日 時：令和8年(2026年)6月11日(木) 午後  
※具体的な時間は別途通知する。
- (2) 場 所：防災センター305 会議室
- (3) 申 込：企画提案の応募希望者は、以下のとおりむらづくり課担当宛てに提出(受付期間内に必着)。
  - ①令和8年(2026年)6月2日(火) 午後5時まで  
提出方法：メール、郵送(簡易書留とする)又は持参
    - ・別紙様式1「選定審査会参加申込書」
    - ・別記「応募資格の確認様式」
    - ・別紙様式4「事業者の取組に関する申出書」
  - ②令和8年(2026年)6月5日(金) 正午まで  
提出方法：郵送(簡易書留とする)又は持参
    - ・別紙様式3「企画提案書」
    - ・添付文書
- (4) 注意事項：選定審査会への参加は各社2名程度を原則とするが、複数チームで綿密な連携を行う場合など特に必要がある場合は、4名まで参加できるものとする。

## 4 質問について

今回の業務委託について、質問を希望する場合は、別紙様式2「質問書」に必要事項を記入のうえ、以下のとおり提出すること。

- (1) 提出期限：令和8年(2026年)5月26日(火) 午後5時まで
- (2) 提出方法：

むらづくり課担当あて、メール又は持参により提出すること（電話による質問には、回答できません）。

(3) 回答方法：

県は、質問を受付後、熊本県ホームページにて回答を掲載し、他の企画応募者にも情報提供する（社名・担当者名等は明らかにしません）。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の対案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

## 5 提案書の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書・添付文書（別紙様式3）
- イ 提案書（表紙）
- ウ 企画書
- エ 作業スケジュール
- オ 経費一覧（業務内容に対し見積価格が適当であるか判断するため、仕様の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、内訳及び積算根拠がわかるように記載すること）
- カ 実施体制図
- キ 会社概要（会社パンフレットに代えても可、その他類似業務の受託実績があれば添付すること。）
- ク 事業者の取組に関する申出書（「Ⅲ 選定 1 選定方法 【審査基準】のⅢ 加点項目」に該当する者があれば提出すること。）

※ア以外の様式は自由。ただし、原則、A4版（イラスト等を使用する際はカラー印刷をすること。文字のみの場合はモノクロでも可）で作成し、ア及びイ以外にはページ番号を付けること。

(2) 提出部数：5部（正1部、副4部）

(3) 受付期間：令和8年(2026年)6月5日(金)正午まで

(4) 提出先：むらづくり課担当あて

(5) 提出方法：郵送又は持参による（受付期間内に必着のこと）

## Ⅲ 選定

### 1 選定方法

選定審査会において、応募者から企画提案の内容のプレゼンテーションを行った上で、選定審査会において評価を行い、契約候補者の選考等を行う。ただし、応募者多数の場合には、書類審査（一次審査）を実施し、3～4者程度に審査会参加者の絞り込みを行うことがある。一次審査の審査基準は選定審査会と同様とし、審査員はむらづくり課主幹（元気なむらづくり班）、むらづくり課主査、むらづくり課副査とする。書類審査の結果は令和8年(2026年)6月9日(火)をめどに通知する。

なお、選定審査会による選定結果を考慮の上、県は契約相手方を決定する。

#### 【審査基準】

項目	確認内容
I 実施体制等	個別地域支援について、事業趣旨を理解した効果的な企画を立案できる企画力を有しているか。

	むらづくりのリーダー育成等に係る講座について、事業趣旨を理解した効果的な立案できる企画力を有しているか。
	むらづくり講座や、個別地域支援の実施について機運醸成を図ると同時に、むらづくりの実践者やむらづくりのリーダー候補者に十分に集めることができる発信力・訴求力を有しているか。
	着実に実行できる人員体制となっているか。
	業務内容に対し、見積価格は適当か。
	合理的で具体的なスケジュールとなっているか。
Ⅱ 加点項目	熊本県ブライト企業の認定を受けているか。
	障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績(当該年度又は前年度)があるか。または、協力雇用主登録制度に登録があるか。
	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績(今年度又は前年度)があるか。
	熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録していること。
	熊本県SDGs登録制度に登録しているか。または、パートナーシップ構築宣言に登録しているか。

## 2 採否の通知

選定委員会終了後、応募者へ速やかに通知する。

## 3 契約

選定審査会で最優秀提案と選定された応募者から見積書を徴して、予定価格の範囲内である場合に随意契約を締結するが、最優秀提案者が辞退した場合等は、選定審査会の選定において次点とされた提案者を相手として、見積書を徴する。

## Ⅳ その他

### 1 主催及び事務局（提出先）

【主催者】熊本県

【事務局】熊本県農林水産部農村振興局むらづくり課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

【担当者】増田、坂本

TEL 096-333-2415

### 2 留意事項

- (1) 応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (2) 一度提出のあった書類については、原則として差し替えを認めない。
- (3) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため、返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (4) 応募者による辞退は自由に行うことができる。辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退によって、県から不利な取扱いを受けることはない。

- (5) 審査会の参加申請が1者であっても、選定審査会を執行する。
- (6) 採用された企画提案の著作権は、県に帰属することとなるので、了解のうえ応募すること。
- (7) 県と契約候補者は委託業務に係る標準仕様を協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。
- (8) 大規模災害等対応のため、採用された企画内容について実施が不可能であると判断された場合は、提案者と協議の上、業務内容を変更する場合がある（契約後も同様とする）。
- (9) 県内の農村RMO、中山間農業モデル地区強化事業、スーパー中山間創生事業の取組地区の情報については、以下を参考とすること。なお、企画提案書の作成にあたって情報源を限定するものではない。

ア web サイト

熊本県「農村RMOマニュアル&事例集」

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/88/233899.html>

農林水産省「令和7年度農村RMOモデル形成支援実施状況」

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/nrmo/attach/pdf/jirei-27.pdf>

熊本県「中山間農業モデル地区強化事業の取組事例集」

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/88/51699.html>

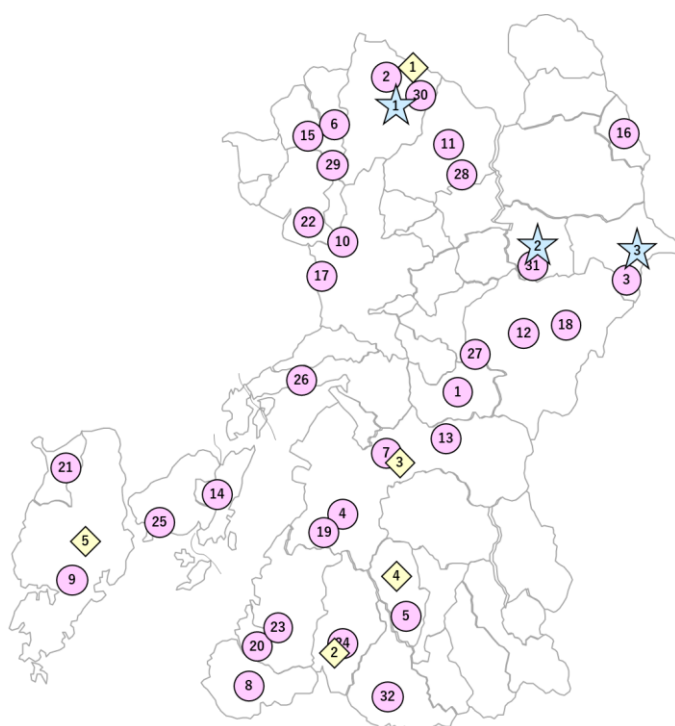
熊本県「スーパー中山間地域創生事業の3地域のご紹介」

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/88/165867.html>

イ 位置図

○ 中山間農業モデル地区 一覧			
1 湧井・豊富(美里町)	H30~R2	17 霧山(熊本市)	R1~R3
2 岳間(山鹿市)	H29~R1	18 高月(山都町)	H30~R2
3 葦原南部(高森町)	H29~R1	19 二見野田崎(八代市)	R1~R4
4 鶴喰(八代市)	H29~R1	20 倉谷・吉中屋(津奈木町)	R1~R4
5 万江(山江村)	H29~R1	21 鏡(茶臼山町)	R2~R5
6 板橋小原(和水町)	H30~R2	22 石橋(玉名市)	R2~R5
7 五反田(八代市)	H30~R2	23 大川内(芦北町)	R2~R5
8 薄原・深川(水俣市)	R1~R4	24 毎床(球磨村)	R4~R5
9 立原(天草市)	H30~R2	25 中河内(天草市)	R2~R4
10 吉次(熊本市)	H30~R1	26 市場(宇城市)	R2~R5
11 菊池佐野(菊池市)	R1~R3	27 下矢部東部(山都町)	R3~R5
12 入佐(山都町)	H30~R2	28 旭志伊敷(菊池市)	R2~R5
13 泉町西部(八代市)	H30~R2	29 上久井原(和水町)	R2~R5
14 教良木(上天草市)	R1~R3	30 菊池町内田(山鹿市)	R2~R5
15 米田(南関町)	R1~R4	31 第二駐在区(南阿蘇村)	R2~R5
16 山吹(産山村)	R1~R4	32 大畑麓(人吉市)	R2~R5
中山間モデル地区 計 32地区			

☆ スーパー中山間 一覧			
1 菊池地域(山鹿市)	R3~R5	3 南阿蘇村全域	R3~R5
2 野尻地域(高森町)	R3~R5	スーパー中山間 計3地区	
◇ 農村RMO形成推進事業 一覧			
1 番所(山鹿市)	R5~R7	4 山江村全域	R6~R8
2 一勝地(球磨村)	R5~R7	5 宮地岳(天草市)	R6~R8
3 東陽(八代市)	R6~R8	農村RMO 計5地区	



※農村RMOについてはR8年度に新規地区2地区程度を想定。